

裁決書

審査請求人



処分庁

所長

審査請求人が、平成27年7月6日付け及び同年8月7日付けで提起した生活保護法に基づく処分に係る7件の審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされた旧行政不服審査法第36条の規定により併合の上、次のとおり裁決する。

主文

- 1 平成27年6月24日付けで処分庁が行った技能修得費及び高等学校等就学費支給申請却下決定処分を取り消す。
- 2 残余の請求については、棄却する。

理由

第1 審査請求の趣旨及び理由

- 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が生活保護法（以下「法」という。）に基づき審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った平成27年6月24日付けの技能修得費及び高等学校等就学費支給申請却下決定処分（以下「本件決定1」という。）、同日付けの住宅維持費支給申請却下決定処分（以下「本件決定2」という。）、同月26日付けの通院移送費支給申請却下決定処分（以下「本件決定3」という。）、同月29日付けの家具什器費支給申請却下決定処分（以下「本件決定4」という。）、同日付けの高等学校等就学費支給申請却下決定処分（以下「本件決定5」という。）、同年7月30日付けの通院移送費支給申請却下決定処分（以下「本件決定6」という。）及び同年8月4日付けの通院移送費支給申請却下決定処分（以下「本件決定7」といい、「本件決定1」から「本件決定7」を併せて「本件決定」という。）の取り消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

（1）本件決定1について

ケースワーカーが相談及び口頭申請を放置し、申請方法の説明もせず、2ヶ月を越え、支給要件に該当しなくなったのは不作為であり違法である。

平成27年度のタオル代は教材であり、資力がなく必要なものであり、憲法第25条及び第26条により、違法である。法においても違法である。

処分庁が本件決定1をしたことは不作為であり不当である。

（2）本件決定2について

平成25年11月にケースワーカーが申請を受けつけず、相談にものらず、放置したことは不作為であり、違法である。

憲法第25条及び法において違法である。

処分庁が本件決定2をしたことは不作為であり不当である。

（3）本件決定3について

憲法第14条及び第25条により違法である。

ケースワーカーが虚偽の口頭申請却下をしつづけた事は法により違法である。

処分庁が本件決定3をしたことは不作為であり不当である。

(4) 本件決定4について

憲法第14条及び第25条により違法である。

処分庁が本件決定4をしたことは不作為であり不当である。

(5) 本件決定5について

ケースワーカーから、定期の場合及び自転車の場合の説明が最初に無くとうなん後すぐ、ひがい届を提出し保護申請をするも「自己責任ですわ」と受理されず。法及び憲法第25条において違法である。

処分庁が本件決定5をしたことは不作為であり不当である。

(6) 本件決定6について

憲法第14条、第25条及び法第2条、第3条、第9条、第15条により違法である。処分庁が本件決定6をした事、又、かかる事務手続において████████課長、████████課長、査察指導員、関係職員全部の不作為であり、不当である。

(7) 本件決定7について

憲法第14条、第25条及び法第2条、第3条、第9条、第15条により違法である。処分庁が本件決定7をした事、又、かかる事務手続において████████課長、████████課長、査察指導員、関係職員全部の不作為であり、不当である。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

(1) 平成25年11月5日付で、処分庁にて請求人世帯の保護が開始されたこと。

(2) 平成27年5月28日付で、請求人は処分庁に対し、「高等学校就

学にかかる教材代及び検定受験料。1学年中の検定受験料、平成26年既提出済。2学年中の検定受験料、平成27年既提出済。教材代820円」との理由により、請求人の長女（以下「長女」という。）に係る平成26年及び平成27年における技能修得費並びに高等学校等就学費の支給申請（以下「本件申請1」という。）を行ったこと。これに対して処分庁は請求人に対し、同年6月24日付で、「平成26年度の検定料については、生活保護制度において2ヶ月を越える物については支給要件に該当しないため。平成27年度のタオル代については、生活保護制度において支給対象に当たらないため。」との理由により、本件申請1のうち平成26年度における技能修得費及び平成27年度の高等学校等就学費の支給申請を却下する旨の本件決定1を行い、通知したこと。

(3) 平成27年5月28日付で、請求人は処分庁に対し、「平成25年1月1日に入居した■市営住宅に風呂釜及び浴槽がないため。保護決定日より設置日迄の公衆浴場利用料金、4人分。風呂釜、浴槽設置工事費、183,000円」との理由により、住宅維持費の支給申請（以下「本件申請2」という。）を行ったこと。これに対して同年6月24日付で、処分庁は請求人に対し、「風呂釜・浴槽設置工事費については、生活保護制度において支給要件に該当しないため。公衆浴場利用料金については、生活保護制度において支給対象に当たらないため。」との理由により、本件申請2を却下する旨の本件決定2を行い、通知したこと。

(4) 平成27年5月28日付で、請求人は処分庁に対し、「傷病による通院に体調等から公共交通機関を利用しなくてはならず、高額で資力がないため。」との理由により、請求人、請求人の妻（以下「妻」という。）、長女及び請求人の長男（以下「長男」という。）に係る通院移送費の支給申請（以下「本件申請3」という。）を行ったこと。これに対して同年6月26日付で、処分庁は請求人に対し、「請求人・妻・長女・長男が、A整形外科に通院する交通費、請求人・妻・長女・長男が、B病院に通院する交通費、請求人が、■に通院する交通費については、医療機関への移送の給付の範囲に該当しないため。」との理由により、本件申請3を却下する旨の本件決定3を行い、通知したこと。

- (5) 平成27年6月1日付で、請求人は処分庁に対し、「傷病の悪化防止及び安静療養中の熱中症予防のため。品目、エアコン代金、工事費、金額5,3,380円」との理由により、家具什器費の支給申請（以下「本件申請4」という。）を行ったこと。これに対して同月29日付で、処分庁は請求人に対し、「エアコン代金・工事費については、生活保護制度において支給要件に該当しないため。」との理由により、本件申請4を却下する旨の本件決定4を行い、通知したこと。
- (6) 平成27年6月1日付で、請求人は処分庁に対し、「通学用自転車の盗難被害による再購入費。品目、1. 通学用自転車2台目（新車）金額10,000円、2. 通学用自転車3台目（新車）金額10,000円、3. 通学用自転車4台目（中古車）4,000円、4. 通学用自転車前輪（中古部品）4,000円。1、2、3、4すべて [REDACTED] 警察署に被害届出済」との理由により、長女に係る高等学校等就学費の支給申請（以下「本件申請5」という。）を行ったこと。これに対して同月29日付で、処分庁は請求人に対し、「自転車購入費用については過去に扶助しており、再支給の要件に該当しないため。」との理由により、本件申請5を却下する旨の本件決定5を行い、通知したこと。
- (7) 平成27年7月1日付で、請求人は処分庁に対し、請求人、妻、長女及び長男に係る通院移送費の支給申請（以下「本件申請6」という。）を行ったこと。これに対して同月30日付で、処分庁は請求人に対し、「請求人・妻・長女が、A整形外科に通院する交通費、請求人・妻・長女・長男が、B病院に通院する交通費、請求人・妻・長男が、D歯科に通院する交通費については医療機関への移送の給付の範囲に該当しないため。」との理由により、本件申請6を却下する旨の本件決定6を行い、通知したこと。
- (8) 平成27年7月6日付で、請求人は処分庁に対し、請求人及び妻に係る通院移送費の支給申請（以下「本件申請7」という。）を行ったこと。これに対して同年8月4日付で、処分庁は請求人に対し、「請求人・妻が、[REDACTED]に通院する交通費については医療機関への移送の給付の範囲に該当しないため。」との理由により、本件申請7を却下する旨の本件決定7を行い、通知したこと。

(9) 平成27年11月12日付け及び同年12月15日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、次の趣旨の記載があること。

ア 本件決定1について

（ア）平成27年5月28日 請求人より、長女の高等学校にかかる平成26年・平成27年度教材費及びタオル代について、本件申請1があり。

（イ）平成27年6月9日 処分庁にてケース診断会議を実施する。実施要領局第7-8-(2)-ア-（ウ）及び別問7-155によれば、資格検定料に要する費用は扶助項目にあることを確認する。よって平成27年度の資格検定料については扶助の決定を行う。平成26年度の資格検定料については、書類の確認ができず、2ヶ月を越えて遡及支給することはできないため申請を却下することに決定する。また、タオル代については、支給できる対象に当たらないことを確認したため、申請を却下することに決定する。

（ウ）平成27年6月24日 請求人宅に本件決定1通知書を送付する。

（エ）請求人は、憲法第25条・第26条及び法において違法であると主張はあるが、平成26年度の資格検定料については、前年の支出について2ヶ月以上遡及して支給を求める申請であることから、またタオル代については生活扶助に含まれる経常的生活費であるため、本件決定1を行ったものである。

イ 本件決定2について

（ア）平成27年5月28日 請求人より、風呂釜・浴槽設置工事費及び保護開始日から風呂釜設置日までの公衆浴場利用料金について、本件申請2があり。

（イ）平成27年6月9日 処分庁にてケース診断会議を実施する。誤第7の14の規定によれば、浴槽設置が可能な対象者の範囲については重度の心身障がい者、歩行困難な高齢者等が自宅で入浴する必要がある場合又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がない場合とあり。また、別問7-114の規定によれば、上記の高齢者等の等の解釈として、やけど等のために全身に皮膚の炎症があり、半永久的に治癒しない等のために公衆浴場を利用できない者等とあり。

また、別問7-115によれば、近隣に公衆浴場がない場合は、距離等を踏まえ総合的に判断する必要とあり。

請求人の自宅近くに、公衆浴場があり、請求人及びその家族の傷病を見る限り、実施要領に規定されている扶助対象者に当たらないことを確認する。さらに公衆浴場の利用料金についても法に基づき扶助できる項目はない旨確認する。よって、今回の申請に対し、却下することに決定する。

- (ウ) 平成27年6月24日 請求人宅に本件決定2通知書を送付する。
(エ) 請求人は、憲法第25条及び法において違法であると主張はあるが、浴槽設置については、法に規定されている要件に合致しなかつたため、また公衆浴場の利用料金については生活扶助に含まれる経常的生活費であるため、本件決定2を行ったものである。

ウ 本件決定3について

- (ア) 平成26年5月20日 家庭訪問時、請求人より、請求人・妻・長女・長男の4人がA整形外科、B病院に通院しており、交通費がかから生活が苦しいと申し出あり。
交通費がかかるのであれば■ではなく近隣の病院に通院するよう伝える。
- (イ) 平成26年11月21日 家庭訪問時、請求人より、請求人・妻がA整形外科・B病院に通院しており、交通費がかかっているため、交通費は出ないのか問い合わせあり。
近隣にも診療機関がある旨伝えると、請求人より、わかっていると回答あり。以前からかかっている病院なので変えることができないと申し出あり。
- (ウ) 平成27年1月29日 家庭訪問時、請求人より、変わりなく■の病院に通院しており交通費がかかっていると、近隣の病院を探すよう伝えるが、安心できる病院がないと。請求人より、長女・長男も■の歯医者に通院しており交通費がかかっていると申し出あり。近隣で探すよう伝えるも、請求人より、安心できる病院であると申し出あり。
- (エ) 平成27年1月30日 書面で請求人・妻の転院の可能性について病状照会を実施する。
- (オ) 平成27年2月4日 A整形外科の病状照会結果、請求人、転院可能、近隣の病院有、A整形外科の病状照会結果、妻、転院可能、

近隣の病院有

(カ) 平成27年2月9日 B病院の病状照会結果、請求人、転院可能、
近隣の病院有、B病院の病状照会結果、妻、転院可能 近隣の病院
有

(キ) 平成27年5月28日 請求人・妻・長女・長男の通院交通費に
ついて申請があり、

請求人・妻・長女・長男が、A整形外科に通院する交通費

請求人・妻・長女・長男が、B病院に通院する交通費

請求人が [] に通院する交通費

(ク) 平成27年6月4日 A整形外科より意見書返信あり

請求人・近医での治療も可能 移送の給付を要する

妻・他医でも治療可能 移送の給付を要する

長女・近医も可能 移送の給付を要する

長男・近医加療も可能 移送の給付を要しない

(ケ) 平成27年6月8日 A整形外科の意見書の嘱託医審査

嘱託医から、「請求人・妻・長女とも転院可能とあるが、今回の
審査は距離に関してのみの審査しかしていない」「距離から判断し
た場合、[] から [] への通院であるため承認せざるを得な
い」と報告あり。

また「長男に関しては「移送の給付を要しない」との主治医の意
見があり、そのまま不承認となる」と報告あり。

(コ) 平成27年6月8日 B病院より意見書の送付あり

請求人・妻・消化器内科 自宅近隣医療機関の転院可能 紙付を
要する

請求人 内科 必ずしも当院への通院が必要ではない 紙付を要
する

妻 呼吸器内科 本院への通院不要 近医での診療を受けて下さ
い 紙付を要する

(サ) 平成27年6月19日 同月18日に受理した意見書の中身が
「転院可能であるが、給付を要する」との回答であったため、記載
内容確認のためにB病院の相談員に連絡する。

通院の必要性はないが、通院するとなれば距離から判断して移送
費を要するという判断のもとにそのような記載にならざると。聴取内
容が今回の申請に必要であることから意見書を送付し、内容を補記
してもらうよう依頼する。

- (シ) 平成27年6月23日 B病院の耳鼻科主治医と面接
長男・長女について確認する。アレルギー疾患のため一般的な治療しかしていないと回答あり。
- (ス) 平成27年6月9日・同月19日・同月22日・同月26日 処分庁にてケース診断会議を実施する。(医)第3-9-(2)によれば、「医療機関への移送の範囲については要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限ること」とあり、今回申請のあった病院が移送費を支給するための条件に該当するか確認を行う。
A整形外科・B病院については、請求人に対し、従前から近隣の医療機関に転院するよう指導しており、同年2月の病状照会結果によれば、請求人と妻に関しては転院可能と医師の診断があることを確認している。
A整形外科の意見書では、距離のみの判断で、請求人・妻・長女とも給付を要する、嘱託医の審査で距離の承認はあるが、意見書の中身の通院の必要性については転院可能とある。
B病院の意見書では、距離のみの判断で請求人・妻の移送の給付は要するとあるが、通院の必要性については転院可能である旨記載されている。また、長男・長女のB病院の耳鼻科主治医からも面接でアレルギー疾患により一般的な治療しかしていないとの返答あり。
[REDACTED]については、近隣での病院に通院可能であり意見書に給付を要しないと回答あり。
上記の事実を踏まえた結果、請求人宅からA整形外科には約1.8km、B病院には約1.7kmそれぞれ離れているが、申請のあった病院等への通院理由については全て転院可能であり、より近隣での治療が可能とされていることから、給付の範囲に該当しないと判断する。
また[REDACTED]については、意見書に「給付を要しない」とされていることに加え、近隣の病院等へ転院可能とされており、請求人宅から[REDACTED]までは約3.1kmであるが、それよりも近隣の病院(E病院まで240m・F病院まで500m・Gクリニックまで1.2km、H皮膚科医院まで1.3km)があるため給付の範囲に該当しないと判断する。以上の結果をもって、今回の通院移送費について却下することに決定する。
- (セ) 平成27年6月27日 請求人宅に本件決定3通知書を持参する。
(ソ) 請求人は、今回の本件決定3については、憲法第14条及び25条及び法において違法であると主張しているが、処分庁は法に規定

きれている要件に合致しなかったために本件決定3を行ったものである。

エ 本件決定4について

- (ア) 平成27年6月1日 請求人より、エアコン代金及び工事費の本件申請4あり。
- (イ) 平成27年6月9日 処分庁にてケース診断会議を実施する。実施要領局第7-2-(6)によれば、家具什器として支給できるのはア保護開始時 イ長期入院・入所後退院・退所した場合、ウ災害時 工転居した場合に限定される。よって、生活保護制度において支給要件に該当しないため、申請を却下することに決定する。
- (ウ) 平成27年6月30日 請求人宅に本件決定4通知書を持参する。
- (エ) 請求人は、憲法第14条及び第25条において違法であると主張はあるが、法に規定されている要件に合致しなかったために本件決定4を行ったものである。

オ 本件決定5について

- (ア) 平成26年4月15日 処分庁にて長女の自転車購入費用を扶助する。
- (イ) 平成27年6月1日 請求人より、長女の盜難被害による自転車購入費用の本件申請5があり。
- (ウ) 平成27年6月9日 処分庁にてケース診断会議について実施する。盜難時期について請求人も記憶が定かではないが、平成26年8月までの話であると申し出ることから、2ヶ月前の対象については支給できないことを確認する。また、局第10-4及び問第10の16によれば、再支給の要件の中に預貯金の活用があり、今回も盜難後すでに自転車を購入していることから、預貯金により賄えていたことを確認する。
- よって生活保護の再支給の要件に合致しないことを確認したため、申請を却下することとする。
- (エ) 平成27年6月30日 請求人宅に本件決定5通知書を持参する。
- (オ) 請求人は、今回の本件決定5については、憲法第25条及び法において違法であると主張があるが、法に規定されている要件に合致しなかったために本件決定5を行ったものである。

力 本件決定 6について

(ア) 平成27年7月1日 請求人・妻・長女・長男の通院交通費について申請があり。

請求人・妻・長女が、A整形外科に通院する交通費（6月分）

請求人・妻・長女・長男、B病院に通院する交通費（6月分）

請求人・妻・長女・長男が、D歯科に通院する交通費（6月分）

(イ) 平成27年7月9日 B病院より意見書の返信あり。

長女について

近隣で通院可能な医療機関があればそこで通院可能 納付を要する

長男について

近隣で通院可能な医療機関があればそこで通院可能 納付を要する

(ウ) 平成27年7月13日 長男・長女のB病院の移送費についての嘱託医審査

長女の傷病（急性気管支炎・アレルギー性鼻炎）、長男の傷病（急性気管支炎・中耳炎・アレルギー性鼻炎）を考えた場合、一般的な傷病であり、B病院まで行く必要ないとして不承認となる。同年6月26日ケース診断会議では、同月13日のB病院の主治医との面接結果をもとに長女・長男の通院移送費を却下したが、書類上からも妥当であることを確認する。

(エ) 平成27年7月16日 D歯科より意見書の返信あり。

請求人について

【通院の必要性】通院の傷病に対する近医での治療効果、改善状態が思わしくないため当院に通院されていると思われる。

【移送の給付の可否】給付を要する。

妻について

【通院の必要性】傷病に対する近医での治療効果が思わしくなく、当院での治療効果が良好なために通院されていると思われる。

【移送の給付の可否】給付を要する。

長男について

【通院の必要性】傷病に対する当院での治療効果が良好なため通院されていると思われる。

【移送の給付の可否】給付を要する。

(オ) 平成27年7月21日 D歯科の意見についての嘱託医審査

傷病を見る限り、一般的な歯科で治療可能であり、[]まで行く必要ないとして給付を要しないと判断する。

(カ) 平成27年7月24日、処分庁にてケース診断会議を実施する。

請求人・妻・長女がA整形外科に通院する交通費について、請求人・妻がB病院に通院する交通費については、同年6月9日・同月19日・同月22日・同月26日に実施したケース診断会議の内容を参考に、また、長女・長男がB病院に通院する交通費については、ケース診断会議の内容に加え、同年7月13日の嘱託医審査の内容をもとに申請を却下する。

請求人・妻・長男がD歯科に通院する交通費については、(医)第3-9-(2)に規定されている「医療機関への移送の範囲については要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限ること」の条件に該当するか確認を行う。

D歯科の意見書では、請求人・妻・長男とも当院で治療効果があるとして給付を要すると判断あるが、嘱託医審査では、請求人・妻・長男とも傷病を見る限り一般的な歯科で治療可能であり、[]まで行く必要ないとして給付を要さないと判断となる。

請求人宅からD歯科までは、約1.8km離れており、処分庁管内に多くの歯科(請求人の居住区域に限っても3つの病院)があるため、D歯科については比較的近距離に所在する医療機関ではないと判断する。

以上の結果をもって、今回の通院移送費について却下することに決定する。

(キ) 平成27年7月30日、請求人宅に本件決定6通知書を送付する。

(ク) 請求人は、本件決定6については、憲法第14条及び第25条及び法第2条・第3条・第9条・第15条において違法であると主張しているが、処分庁は法に規定されている要件に合致しなかったために本件決定6を行ったものである。

キ 本件決定7について

(ア) 平成27年7月6日、請求人・妻が[]に通院する交通費について申請あり。

(イ) 平成27年7月13日、妻について[]から意見書の返信あり

【通院の必要性】特に必要なし。【移送の給付】要しない。

(ウ) 平成27年7月13日、妻の[]への通院交通費につ

いての嘱託医審査

主治医の給付を要しないという意見を承認する。

(エ) 平成27年7月28日 A整形外科に対し、病状照会を実施する。

対象者：請求人・妻

照会内容：公共交通機関を使用しない方法による生活圏内にある病院への通院の可否

(オ) 平成27年8月4日 A整形外科から病状照会の回答あり。請求人・妻とも、生活範囲内は通院可能である。

(カ) 平成27年8月4日 処分庁にてケース診断会議を実施する。

請求人が [] に通院する交通費については、意見書に「給付を要しない」とされていることに加え、近隣の病院等へ転院可能とされており、請求人宅から [] までは約3kmであるが、それよりも近隣の病院があったため、申請を却下した経緯あり。

A整形外科からの病状照会により、公共交通手段を使用しない方法による生活圏内への通院は可能であると診断されている。

よって、今回の同年6月分の通院交通費についても申請を却下することとする。

妻が [] に通院する交通費についても、意見書に「給付を要しない」とされている。A整形外科からの病状照会により、生活圏内への通院は可能であると診断されているため、申請を却下することとする。

以上の結果をもって、今回の通院移送費について却下することに決定する。

(キ) 平成27年8月4日 請求人宅に本件決定7通知書を送付する。

(ク) 請求人は、本件決定7については、憲法第14条及び第25条及び法第2条・第3条・第9条・第15条において違法であると主張しているが、処分庁は法に規定されている要件に合致しなかったために本件決定7を行ったものである。

(10) 弁明書と同時に処分庁が提出した証拠物件には、以下の趣旨の内容が認められること。

ア 平成25年11月28日付けのケース記録票には、「『来庁』11:00~12:00 庁内面談(請求人)(中略)・一時扶助について 照明器具、ガスコンロ、クーラー、ストーブ、学生服等を一覧

表にしており、支給できるものについて教えて欲しいと。(中略) 基本は保護費(11・12保護費約50万)で自弁する旨説明。自弁できない場合は、見積もりを提出のうえ検討する旨伝える。」との記載があること。

イ 平成25年12月3日付けのケース記録票には、「<来院>10:00(請求人)(中略)・照明器具費及び制服費について自弁できないと申請書及び見積書受理。」との記載があること。

ウ 平成27年5月27日付け処分庁が受理した請求人にかかるC皮フ科形成外科からの給付要否意見書には、医師の要否意見として、他の医療機関において治療が可能である旨の記載があること。

エ 平成27年5月29日付け及び同年6月4日付け処分庁が受理したA整形外科からの給付要否意見書には、医師の要否意見として、請求人、妻、長女、長男について、いずれも他の医療機関において治療が可能である旨の記載があること。

オ 平成27年6月8日付け、同月15日付け、同月17日付け及び同年7月2日付け処分庁が受理したB病院からの給付要否意見書には、医師の要否意見として、請求人及び妻について、いずれも他の医療機関において治療が可能である旨の記載があること。

カ 平成27年6月9日、同月19日、同月22日及び同月26日付けのケース診断会議記録票には、議題にかかる現況として、「<嘱託医の見解について>A整形外科>A整形外科を通院するのであれば、距離(■→■)から判断し、移送費が必要であると判断する。近隣でもよいと回答あることから、近隣病院へ通院するよう本人へ説得(指導)することが必要であると考える。その過程については、処分庁での対応となるが、この書類では、承認となる旨解説あり。」、検討事項として、「<B病院請求人、妻・A整形外科について>口頭での申請の時から、移送費については、そこの医療機関に行く必要がないと支給できず、近隣での医療機関にかかるよう指導していた経緯あり。書類で申請があった際も、病状紹介により、転院可、近隣可と確認している。」、会議内容・結論として、「<請求人、

妻B病院・請求人、妻、長女、長男A整形外科の移送費について>（中略）病状照会結果によれば「転院可」であり、「近隣で治療する病院がある」、さらに「本人の希望による」という回答があること、さらに請求人宅からB病院まで17キロ、A整形外科まで18キロという点から考えた場合、医療機関が多数ある■市においては、給付の範囲である要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関ではないと判断する。（中略）<請求人■の移送費について>意見書にて、「当院である必要はなく近隣の皮膚科で対応可能」とあり。請求人宅から前記病院までは3キロであるが、それよりも近隣の病院が複数（240mE医院、500mF病院、1.2キロGクリニック、1.3キロH皮膚科医院、1.4キロI医院）あることからも給付の範囲である要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関ではないと判断する。」、謹題にかかる経緯として、「同年1月5日に、書面にて通院移送費の申請あり。請求人A整形外科・B病院・■、妻A整形外科・B病院、A整形外科、B病院に病状照会を実施→転院の可能性『有』転院の際、近隣の医療機関『有』上記の回答をもって、転院するよう指導済み。■については、近隣のため扶助できないと説明。同年5月18日請求人来所。これまでの移送費について、書面で通知をもらっていないので、催促をしたいと書類の提出あり。平成25年11月～平成27年3月分までの分を再度申請したいと。（中略）平成27年6月23日長女、長男の通院移送費についてB病院・主治医と面接。両者ともアレルギー疾患に対し一般的な耳鼻科の治療しかしていない。特別なことはしていないと回答あり。」との記載があること。

ホ 平成27年7月9日付けで処分庁が受理したB病院からの給付要否意見書には、医師の要否意見として、長女及び長男について、いずれも他の医療機関において治療が可能である旨の記載があること。

ク 平成27年7月10日付けの妻にかかる■からの給付要否意見書には、医師の要否意見として、他の医療機関において治療が可能である旨の記載があること。

ケ 平成27年7月16日付けで処分庁が受理したD歯科からの給付要否意見書には、医師の要否意見として、請求人、妻及び長男について、い

ずれもD歯科での治療効果が良好なため継続して通院している旨の記載があること。

コ 平成27年7月24日付けのケース診断会議記録票には、議題にかかる現況として、「<主治医意見書・嘱託医の審査について>（中略）嘱託医審査→傷病を見る限り、多くの歯科で治療可能であり、[REDACTED]まで通院する必要なし。不承認」、会議内容・結論として、「<D歯科への移送費について>（中略）D歯科の主治医意見書によれば、当院での治療が効果的なため、通院しているとの意見はある。しかし、嘱託医の審査は、傷病から判断した場合、多くの歯科で治療が可能であり、[REDACTED]

[REDACTED]あるD歯科に行く必要ないとして、不承認となる。請求人宅から、D歯科まで約18kmあり、また、処分庁管内にも多くの歯科（請求人の居住区域に限っても3つの病院）があるため、給付の範囲に該当しないとして別紙のとおり通院移送費の申請を却下することとする。<上記以外の通院移送費について>前回ケース診断会議により却下した経緯あり。別紙のとおり通院移送費の申請を却下することとする。」との記載があること。

サ 平成27年8月4日付けで処分庁が受理したA整形外科からの「診療状況について（回答）」には、請求人及び妻について、生活圏内にある病院への歩行もしくは自転車による通院が可能であること及び参考事項等として「生活範囲内は通院可能と考える。」との記載があること。

シ 平成27年8月4日付けの請求人、妻の[REDACTED]への通院移送費についてのケース診断会議記録票には、会議内容・結論として、「近隣にも病院（240mE医院、500mF病院）があり、（医）第3-9-(2)により、給付の範囲に該当しない上に、生活圏内であれば歩行もしくは自転車による通院が可能（請求人宅から病院まで3km）であるとの診断結果があるため、別紙のとおり通院移送費の申請を却下する。」との記載があること。

(11) 平成28年2月10日、審査庁は請求人に対して、口頭で意見を述べる機会を与え、請求人は、下記の趣旨の内容の意見陳述を行ったこと。

ア 本件決定5について

平成25年11月に生活保護の申請をして、翌年の4月に長女が高校に合格して、その交通費に関して、自転車、定期それぞれの要件の説明もなく、だいたい2万円位迄の自転車代が支給できるということであったので、申請書をわたしてもらい、自転車1台分の購入費用を支給していただいたが、2カ月ぐらい後に自宅駐輪場において盗難被害に遭った。警察署に被害届を出して、その足で、同日に、処分庁に、盗難被害に遭ったということで、長女が高校に行くにあたり、困難であるから、「これはどうにかならないものか」と担当ケースワーカーに相談したところ、「自己責任ですわ」と。「そんなんまで知りません」というような返答で、「それなら、定期券に代えてもらうことはできないか」とたずねると、「自転車を選んだのは請求人なんだからそれも無理です」との返答。「なら、歩いて通学させろと言うのか」というようなやりとりを何度かした後、「再支給してもらえるものであれば申請がしたい」という意思を示したにも関わらず、申請書も全然手渡してもらえなかった。

事件、相談後、長女は歩いて高校に通学していたが、いくらなんでも無理があるので、被服費分全額、食費等の生活扶助費を切り詰めて自転車を無理矢理購入した後に、またすぐ盗難被害に遭い、都合3台であった。2カ月間ぐらゐの間に都合3台を4回（1台は2回）盗難にあったことと、前輪だけ盗難にあったこともあり、その都度、警察署に被害届を出して、「何とかしてもらえませんか」という相談、および申請の意思を処分庁まで行って発意している。毎回申請書はもらえなかった。

「自転車を部屋まで持つて上がるはいい」と担当ケースワーカーに言われたけれども、[REDACTED]とやりとりし、「自転車置き場にちゃんと置いてもらわないと困る」ということで、自転車を階上に持つて上るのは消防法違反になるから、許可できないとのことと担当ケースワーカーに「自転車を階上に持つて上るのは不可能や」と報告し、盗難被害に遭っているものなので、「うちは被害者であって、全然自己責任じゃない」ということを、何度も何度もケースワーカーにうたえても、一切受付をしてもらえなかった。

後日、手書の申請書でも有効であると知り、まとめて保護申請をかけたときに、その旨を初めて申請したようになっているが、後日申請ではなく、盗難被害に遭ったその日に申請をずっとしていた。だから、その時点で、申請書を手わたし、受け付け、収受をしてもらえば、そのときの話であって、申請の意思は常に示していた。後日、これを申請したものだから、却下になったという事であるが、現に、平成28年1月、

自転車が使えない状態に近くなつたので、現在の担当者に相談したところ、ケースワーカーは、即座に申請書を手渡してくれ、収受の後、課長代理とケースワーカーと二人がかりで、うちの自宅まで自転車の確認に訪問し、「まだこれは使用できる」、「買い換えをせなあかんぐらいまで傷んでいる状態ではない」だから、予防的なもので保護費を出すわけにはいかないというようなことで、また別件ではあるけれども、保護申請却下になっている。

しかし、前ケースワーカーのときには、その申請行為をすら受け付けてもらえたかった。

イ 本件決定1について

検定料に関しても、現在のケースワーカーに変わって、高校2年生になった折りに英検2級・簿記2級・電算2級、そういった検定料については、4月に、処分庁に明細等の書類を持って、別件で行ったところ、「これは出ます」ということで、支給してもらえた。

で、「ちょっと待て」と。そのときに、1年生のときに、3級の検定料に関して申請をしたいということを前ケースワーカーに言ったところ、「いや、それは出ません」「毎月払っている保護費の中から捻出をしてください」と。領収書及び請求書、検定の費目明細みたいなものを持って、処分庁に持って行ったところ全然受け付けてもらえない、出ませんとはっきり言われていた。

ところが2年生になって、現在のケースワーカーに、別の書類と一緒に持っていたら、「ああ、この部分はちゃんと出ますんで」「それはおかしいんじゃないかな」ということで保護の申請を書いたところ、ここに返ってきている向こうの弁明によると、「1年時の分に関しては2カ月以上超えているから支給できない」。

「出ない」と言って嘘を言っていたのだから、それは明らかにおかしいと思うので、審査請求をしている。

3級は、全部の明細を持って行ったけれども、申請書はもらえない、収受してもらえない、出ませんとはっきり言われ、毎月の保護費から出すようにと。

2級の分に関しては「出ますよ」ということで、保護決定されている。

ウ 本件決定2及び本件決定4について

平成25年11月5日に保護申請をして、同月28日より1日か2日

前に、保護開始決定されるというような連絡をもらって、同月28日、初回の保護費を受取りに処分庁に行った際、保護開始決定になったということを請求人が知ったのであるが、別紙の書類のなかにもあるように、家にはガスコンロもない、風呂釜もない、エアコンもない状態で、「生活保護でどういったものが扶助してもらえるんですか」と相談したところ、照明器具に関する出る。エアコンは出ない。浴槽、風呂に関しては、近所に鐵湯があるから出ないということであった。

弁明書を見ると、エアコンと風呂釜など初回保護開始時に相談、申請の意志をしめしていたものであるが、エアコンは「保護開始時、長期入院後退院、退所した場合」と書いてあり、保護開始時に、申請の意思を持って申請したいということを発意しているのに、全然受付してもらえたかった。

平成26年6月ぐらいに、法律が変わるので、「うちの妻は収入があるので、何とかエアコンの購入費用を控除してもらえないか」と相談したところ、「それは社協に相談してくれ」と返答。社協に電話したら、ローンを組んでもらわないとあかん。ところが、請求人が破産手続きをしているからローンが組めない。

「6万円やつたら6万円預けるから、それを担保にローンを組んでくれることはできへんか」と言ったら、「それは無理です」「どこのケースワーカーがそんなことを言っているのですか」「私が電話します」ということで、社会福祉協議会の女性職員の方が、名前は覚えていないが、前ケースワーカーに対して電話をしてくれたところ折り返し、前ケースワーカーから請求人に連絡があり、「出ないもんは出ません」というような返答であった。

弁明書を見るには、「保護開始時」と書いてあるし、法律の変わる前であれば、エアコンの購入費用を控除をする形で、何もローンを組まなくてても、できないわけではない。法律が変わった後はどうかわからないが、平成25年11月から、このエアコンと風呂釜に関して、何度もケースワーカーとやりとりをしていたものなので、審査請求をしている。

工 本件決定3、本件決定6及び本件決定7について

請求人は、平成元年より以前から、消化器等の病気をずっと持っていて、平成12～13年ぐらいからは、腰椎の椎間板ヘルニアも発症して病院にずっとかかっている。生活に困窮して、平成25年11月5日に保護の申請をして、その時点では、もう病院代も何もない状態で、保護

申請をした段階で、病院で処方してもらっている薬が一切手元にないということを相談していたのであるが、その相談記録書類は一切開示請求したものの中にもみあたらない。

保護開始決定されたことで、病院に行くのなら医療券が出る。同月28日に医療券を発行してもらう際、「病院はどこか指定があるんですか」っていうことを聞いたところ、それはないと。「勝手に決めてもらっていい」ということだったので、過去にかかりつけていた、[REDACTED]市内の病院を選択をした。

K医療センターにかかる予定であった消化器内科はA整形外科より紹介していただいた、B病院にMRIを撮りにいった際、同科があり、そちらにも専門医がいるということで、B病院で治療するということをケースワーカーに報告し、内科系はB病院、整形外科はA整形外科、歯科はD歯科、家族全員同じ病院にした。

同年12月、請求人は、生活保護がどんな制度かも全然わかっていないかったのであるが、テレビやインターネット等のニュースで見るには、通院に関する飛行機代であるとか、新幹線代であるとか、タクシー代であるとかの移送費っていうのが、社会問題になっていて、不正に受給したっていうような話も出ている。

それを見てふと思ったのであるが、いったん受給しているということは、保護決定されているということで、タクシー代とか、飛行機代とか、新幹線代が認定されている人がいるのに、何で、請求人がこんな困っている状態であるのに、[REDACTED]交通の[REDACTED]代が支給されないのかということを、担当ケースワーカーに請求人は言っていた。

何とか申請、支給してもらえるものならば申請をしたい。ケースワーカーは、「いや、もうそれは勝手にそこに行ってはるんやから、自分で出さなしょうがないですわ」みたいな返答で申請書も渡してもらえない。

毎月一回必ず就労活動の報告と、収入の申告に、行くようになってい、たので、それから毎月のように、この通院に掛かる交通費の件に関して、ニュース等の情報をもとに、何でこんな差があるのか、例えば、東京都では一世帯に1枚、都営交通の全区全線定期が発行されている。傷病者でなくても。

例えば、東京都においては、風呂券、風呂がないところには風呂券の発行がされている。[REDACTED]市は同じ日本でありながら、何でこんな差があるのかと。国費で4分の3が補われているものであれば、東京都と[REDACTED]

市は同じ1級地だから、その差があること自体がおかしい。

不正受給や問題になったり捕まつたりしている人でも保護決定されている、新幹線、病院に行くのに飛行機に乗っていくとかっていう話じゃなく、[REDACTED]市内に通院をするためのバス代と[REDACTED]は何とかならないものかというような相談、申請をずっとし続けていた。

請求人の既往症をいうと、腰椎椎間板ヘルニア、心不全、頸脈性不整脈発作もある。自転車、徒歩で、近隣の病院に通院することは、不可能である。

妻も、就労不可の診断が出ている腰椎の椎間板ヘルニアと、[REDACTED]という生まれつきの病気があって、早いうちに人工関節にした方がよいと言われている状態で、自転車、徒歩で、近隣の病院に通院することは無理である。

平成26年の初冬に、処分庁で、通院交通費に関して、「そんなん知りません」という回答ばかりだったが、上役の方というのが出てこられて、女性の方であったが、J病院が[REDACTED]にある。J病院にもしうちが行くとしても、自宅から[REDACTED]のバス停から[REDACTED]までバスに乗って、[REDACTED]から[REDACTED]まで[REDACTED]に乗って、[REDACTED]からJ病院までバスを2回乗り換える必要がある。

それか、[REDACTED]から[REDACTED]まで地下鉄で行って、[REDACTED]線で[REDACTED]まで上って、そこからバスにまた乗り換える。その計算をした別紙があり、仮に、[REDACTED]のJ病院に、B病院とA整形外科から転院をしたとしても、交通費は変わらない金額になると申し述べると、「なるほど」という返答をされた。

請求人は、平成元年から[REDACTED]にかかりつけ医があったのであるが、平成25年8月に廃業されて、その先生からも、専門医のいる大きな拠点病院で専門的な治療をしないと、これ以上いったら悪性化する恐れがあるということをずっと伺っていた。[REDACTED]に同年に転居してくる前にも、[REDACTED]県の拠点病院において専門医の治療を受けて、その結果がわからない状態で[REDACTED]に帰ってきていたので、拠点病院以外で治療ができるような状況ではなく、妻の通院に関しても、平成10年から平成15年ぐらいまでの間に、[REDACTED]に居住をしていて、その間に、かかりつけていた整形外科がA整形外科というところで、最初に、「[REDACTED]内でないといけない」とか、そういうことも一切言われていなかつたから、かかりつけて2年以上通院している病院を今更、違う病院に代えるっていうのは不利益しかない。

「通院移送費の給付を要する」という意見書が出ているが、距離だけで医者は診断しないのではないであろうか。

妻は、椎間板ヘルニアと[]という大きな病気を持っているような状態。請求人は、腰椎椎間板ヘルニアと、消化器系の病気、循環器系の病気、心不全等のこともあるて、自転車・徒歩での通院は、とうてい近所であろうと危険が伴うし無理であるから、公共交通機関での通院を要する。請求人がかかっているのは、あくまでも[]市内、[]市民が[]市内の病院にかかっているので、最初のときに「[]内で行きなさい」というふうに指導していればいいだけの話であった。

請求人は、それにもまして、かかりつけの医者からも「拠点病院での治療をしなさい」というふうに言われている。

どうしても通院の移送費、交通費が必要になり、ずっと申請をしているのであるが却下をされ続けている。

(12) 平成28年2月12日付けで、請求人が審査庁に対して提出した反論書(以下「反論書」という。)には下記の内容の記載があること。

ア 平成25年11月28日開始決定を知った日から

- ・申請の費目がないとそをつかれる。
- ・申請書をわたさない、ださせない、受け付けない。
- ・保護をうちきるとおどされる。
- ・申請書がでてきたら印かんはいらないと昔われる。
- ・決定が届かない。
- ・その後手書の申請書をだすに至る。

すべての項目について、事前、現在、直後に相談をし申請の意志をつたえていたが、ケース記録にも一切都合の悪い事は記さいがない。

- ・健康状態について一切聞く耳をもたない。
- ・印かんを「かして」と言って勝手に奥にもっていってついていた。

イ 本件決定1について

平成26年、長女が高校進学後に検定料が別途いると明細をもって帰宅してきた。後日、ケースワーカーのもとへ持参して申請したいと申し出ると、

ケースワーカー「毎月の保護費から出してください」

請求人「これは出んのか」

ケースワーカー「絶対いるもんじゃないですよね」

請求人「将来に役立つものやと思うけど」

ケースワーカー「保護費から出して下さい」

平成27年、ケースワーカーが変わり、他の必要な明細とたまたま一緒に2級の検定料の明細があったところ、「これは出ますよ」と。

請求人「は？去年出えへんと言われたで」「あいつうそばっかしやな」「じゃ申請するわ」

弁明書には2ヶ月以上たってるからダメで、意味がわからない。出るものが出ないと申請も受付もしてもらえなかつたから、後日になってくる。

ウ 本件決定2、本件決定4について

平成25年11月5日保護申請。同月28日まで決定されるかわからず、家庭ほうもんの折にガスコンロ、ふろ、エアコン、ふとん、しょうめいがないと相談。保護開始決定にあたり、扶助してもらえるか、相談。

ケースワーカー「しょうめいは出ます」申請書もらえる。

「ガスコンロはなくても、いけるでしょ」申請書もらえず。

「エアコンはぜいたく品」申請書もらえず。

「ふとん、なんでないんですか？」申請書もらえず。

「フロの無い所に住んだのは請求人の勝手ですよね。自費でせんとうに行ってください」申請書もらえず。

請求人「自費で家族全員、せんとうに行くような費用はない」

ケースワーカー「知りませんよね。」

請求人「じゃ、最初の保護費でフロ買ってもいいか」

ケースワーカー「やれるんなら勝手にどうぞ」

請求人「なかったら生活に困るから」

ケースワーカー「だから勝手にしたらいいいじゃないですか」

請求人「見つもりとかは…」

ケースワーカー「勝手にするって言ってるもんは知りません」

工事をしてフロをつけた。弁明書に保護開始時に申請するように書いてあったが、なぜ申請させてもらえなかつたのか。

エアコンについて、法律がかわる前にも、ケースワーカーに電話で相談

ケースワーカー「それは社協に言って下さい」「ダメなもんはダメです」申請書もらえず。

エ 請求人の主な傷病 心不全、ようついついかんばんヘルニア他。徒歩生活けん内にきよてん病院がない。自転車での通院は傷病悪化をまねくおそれがあるため不可能。

妻の主な傷病 [REDACTED]、ようついついかんばんヘルニア、うつ他。徒歩生活けん内にきよてん病院がない。自転車での通院は傷病悪化をまねくおそれがあるため不可能。

よって、バス、[REDACTED]での通院になるが、仮に処分庁指定のきよてん病院であるJ病院 [REDACTED]に転院したとしても、バス [REDACTED]～[REDACTED]～[REDACTED]、バス [REDACTED]～[REDACTED]となり、費用はかわらない。バスのみでの移動は困難であると、以前通勤交通費の際にみとめられている。(立位困難な為。発作がおきる為。)

オ 本件決定3、本件決定6及び本件決定7について

平成25年11月5日 保護申請 既往症、病歴、状態についてのくわしい話はなし。聞かれもしない。病院からもらってる薬がきれいでいると言うと、「国保の方がいいでしょう」と。病院代ないのに。

同月28日 決定 とにかく病院に行かせてほしいとこんがん。体調、体のいたみも限界だった。国保じゃなくなって医療券になると説明をうける。

請求人「病院の指定とかあるんですか」

窓口「別にありません。指定医ならどこでもかまいません」

請求人「じゃあ、かかった事のある病院にします」と手続。

保護のしおりに通院にかかる交通費について相談してくださいとの記述があったため、ケースワーカーに相談。

平成26年1月

請求人「通院の交通費でるんですか?」領収書持参で。

ケースワーカー「でません」

請求人「かいてありますよね(しおりに)」

ケースワーカー「それはしょうがい者とかですわ」

同年2月

請求人「期間が長くなりそうなんで交通費でませんか」

ケースワーカー「勝手に遠い所に行っているのに知りません」

請求人「遠い所で、[REDACTED]市内やけど」

ケースワーカー「だったら歩いていける所にいけばいいじゃないですか

か」

請求人「だから最初に指定あるか聞いたやろ」

ケースワーカー「交通費、交通費言うからですよ」

同年3月

請求人「領収書もってきてるけど」

ケースワーカー「そんなもんより、求職活動どないなってるんですか」

同年4～5月

請求人「通院の交通費の負担が大きいから、申請したい」

ケースワーカー「ひつこいですよね。どうどうめぐりですわ」「それなら [] に引っこしする様指導させてもらう」

請求人「は？ [] バスと [] の交通費で引っこし算数できるか？」「なら、それでもいいけど、今、市営住宅に住んでいるから、民間にうつったら、家賃あがるで。それと引っこし代もいるのに？」

ケースワーカー「仕方ないでしょう」

請求人「それに長女が [] なのに今度は [] から [] の通学交通費かかるようになるし、長男の制服も買うようになる」

ケースワーカー「別問題です」

請求人「保護費から出るのには変わりないやろ」

ケースワーカー「そっちが交通費交通費うるさいからですわ」

請求人「物件さがしたり、見つもりとか、いるやろから、どうしたらいいか連絡してや」

その後、音きたなし。

同年6月

請求人「交通費の事やけど、あれ（ひっこし指導）どうなったん？」

ケースワーカー「近所の医者、いっぱいあるじゃないですか。かわつたらすむ事でしょう」

請求人「なんか話かわってないか？」

同年7月

ケースワーカー「最初っから言ってますよね」

請求人「最初っから違うやないか」

ケースワーカー「本当ひつこいですよね。ダメって言ってるのに病院かわらないなら保護うちりますよ。」

請求人「何じゃそれ」「最初から [] 内で言えばよかったですやないか」「ひっこしはどうないなったんや」

ケースワーカー「もう、それは関係ないですわ」

同年8月、9月、10月、11月、12月

毎月、通院移送費の申請をしたいと申し出る。

平成27年1月

請求人「前にいってたしうがい者は交通費ができると言うのは、生活保護じゃなくてもしうがいは認定されたら定期でてるやないか」

ケースワーカー「さあ知りません」

請求人「生活保護でしおりに交通費の相談であるのはなに?」

ケースワーカー「それは、しうがい者がタクシ一代とかの時の事です」

同年1月～2月

請求人「そんなあほな事あるかいや」「テレビやらネットに生活保護のタクシ一代やひこう機代や、しんかんせん代やら問題になってるが、あれって支給されてから問題になってるんやろ」「うちはバス代やで」

ケースワーカー「ぼくが認めたわけでも支給したわけでもないからわからん」

請求人「話にならん。申請するから紙くれ」

ケースワーカー「わからん人ですよね。何回もあかん言ってるのに。じゃあ書いたらいいじゃないですか。もう知らんし」

申請書もだされる。

請求人「これ印かんいらんのか?」

ケースワーカー「別にいりません」と申請書をもっていった。

通知なし。

その後ケースワーカーがかわってからの申請は別途のとおり。

方 請求人（ヘルニア、S.A.S、心不全、不整脈）、妻（■■■、ヘルニア）共に傷病状態が悪く、いわゆる民間のかかりつけ医での治療ではよばれない。現にかかりつけていた医者からもきよ点病院での治療をうけるようしうがい状を書いてもらっている。平成25年8月以前に、請求人、かかりつけ医よりK医療センター、妻、かかりつけ医、L病院、M病院、長女、K医療センター（オペ）、M病院（オペ）、請求人、妻ともにかかりつけ医のしうがい状をもって■■■県のきよ点病院において治療を続けていた。B病院でMR.Iをとった時、専門医がいる事をしり、ケースワーカーに相談の上、同病院で治療する事をきめ

た。きょ点病院である事から。

D歯科には、そのK医療センターの指定医であり、医師にきいた上でかかっているのである。弁明書にある [REDACTED] の歯科など、その所在も知らない。又、他の歯科において病状が悪化したけいいあり。

E医院 [REDACTED] 行政区外 いわゆるかかりつけ医であると思われる。かぜ等でかかるのはいいが、現在の既往症をすべてみるのは不可能。しょうかい状をかかるだけである。

何件かの [REDACTED] 、その所在さえ知らない。 [REDACTED] の [REDACTED] にかかっている。

F病院 [REDACTED] 行政区外 徒歩では遠い。自転車は無理。

請求人、心ぞう発作がおきた際、救急に電話するもひによく器科医しかいないから対応できないと言わされた。

妻がかかってみようとした際は、形成外科のみで無理。

長男が学校でケガ（骨折）した際も、ひによく器科医しかないと断られた。この様な1次きゅうきゅうにはかかる。

N病院 [REDACTED] かわったとしても交通費がかかる。妻が初診の予約をしたら2ヶ月まちとの事。病院の意味がない（6月予約で8月のためキャンセルした）

徒歩生活内にきょ点病院がない。自転車は不可能。J病院については申しのべたとおり。よって移送費は必要である。

現在、整形外科 A整形外科、歯科 D歯科、消化器内科 B病院、内科 B病院、薬局 O薬局1件集約。すでに2年以上がかっている。

[REDACTED] 市内。すべて [REDACTED] 近接。

新しく近場できがすとしたら、

整形外科 [REDACTED]

歯科 近場

しょうかき内科 J病院

SAS外来 P病院

心りょう内科 P病院

呼吸き内科 J病院

外科 近場、J病院

内科 かかりつけ医をさがす 医療費がふえるし移動に交通費がよけいにかかる。

じゅんかん器内科 J病院

ケースワーカーの上司につたえると「なるほど」となっとくしていた。

平成26年度中。

SASと不整脈心不全、高血圧、不眠症は合併症であるから同じ先生にみてもらった方が安心である。きよてん病院の専門医ではないと処方できない薬もでている。

歯科 D歯科 他の歯科でのちりょうが無茶苦茶であったため、病状悪化。又、かかりつけ医からしうかい状（保護申請以前、平成12年ころ）を書いてもらったK医りょうセンター（消化器内科、整形外科）からのしうかいである。

A整形外科 かかりつけ医の指示により通院開始。K医りょうセンターと合せて通院。平成12年ころから。

B病院 A整形外科からのしようかい。以後内科にもかかる。保護開始後、上記3件の病院ですむため。

■に病院はいくらでもあるでしょうと言われたため、自力でみつけた。外科的な ■りょういきの処置がうけられる。 ■もある。B病院には ■、 ■、婦人科がないため。

キ 本件決定5について

1台目盗難被害を警察署に届出後、同日にケースワーカーに報告、相談する。

請求人「長女の通学用自転車が盗まれた。通学に必要なのだが」

ケースワーカー「そんなん知りませんがな。自己責任ですわ」「自身で買つてもらわなしかたないですよ」

請求人「費用が無いから買えない。すぐには買えない。通学にこまる」

ケースワーカー「歩いて行けるっちゃあ行ける距離ですよね」

請求人：「…」

2台目盗難被害を警察署に届出後、同日にケースワーカーに報告、相談、申請の意をしめす。

請求人「自費で購入した2台目の自転車がまた盗まれた。なんとかしてもらえないか?」

ケースワーカー「だから、知らんて言ったでしょう。自己責任やし、そんなんなら家の中にでも、もって入って管理してないからあかんのですね」

・請求人「市営住宅は駐りんスペースきまつてゐる」

ケースワーカー「盗まれるんやからしゃーないでしょう」

請求人はその後、██████████に自転車を階上にもちあげる許可を願うものの、消防法にふれるおそれがあるため許可できないと言われ、ケースワーカーに報告する。

請求人「消防法にふれるからダメらしい」

「通学用定期にかえてもらえないか？」

ケースワーカー「最初に自転車選んだのは請求人ですよね。だからダメです。」

請求人「そんなもん盗難にあう前提で決めてもないし、定期は毎月負担をかけるようになるから自転車にした、そんな説明なかったやないか。」

ケースワーカー「定期にしたって落としたらしまいやから同じですわ」

請求人「かりに定期を落とせば、それこそ自己責任やろうけど盗まれた事のどこが自己責任なんや？」

ケースワーカー「知りません。私が盗んだわけでも、盗まれたわけでもない。」

請求人「話にならんな。通学に必要なのに申請もさせてもらえないのか」

ケースワーカー「どうどうめぐりですよね」

請求人「…」

3台目盗難被害を警察署に届出後、同日にケースワーカーに報告相談申請の意志をしめす。

請求人「また、盗られた」

ケースワーカー「なんとも言えないですよね」

請求人「通学にいるんやけど、保護費からでないのか？」

ケースワーカー「前に言いましたよね」「ダメです」

請求人「保護費、おとした人なんかは、再支給してもらえるんちゃうんか？」

ケースワーカー「ケースバイケースですわ」

請求人「落として再支給されるもんなら、被害にあったもんは申請したら出してもらえるんとちゃうか」

ケースワーカー「それとこれとは別問題です」

請求人「紙ないんか（申請の）」

ケースワーカー「だからダメって言ったでしょう」

前輪盗難被害を届出、同日にケースワーカーに相談。

請求人「今度は前輪だけとられた」

ケースワーカー「なんとも言いようがないです」

弁明書にあった被害にあった日は定かではないと言うのは何月何日で
あったか、その日に覚えていないだけであり、被害にあった同日にケー
スワーカーに相談、申請の意志をしめしている。

何度も購入にかかった費用は、通学に必要なものであるから、生活費
をきりつめ、買っている。その為、制服類はいたんでも買えず、妻は栄
養失調にまでなった。

申請の意志を何度もしめしても、申請書をもらえず、受付てもらえない
かった。

ク 今回、多くの審査請求をだした事により、現在は、申請できるものの
申請書はすぐにわたしてもらえる様になった。平成27年12月1日以
後は印かんを勝手にもっていかなくなったり。後日、こうじょしてもら
えるものがでてきた。無茶なしゅう労指導はなくなった。

しかしながら、今日に至るまでのケースワーカーのあり方は、違法行
為、非違行為、不作為のかたまりであり、健康状態のさらなる悪化や自
立にむけたとりくみをそがいしたものであった。今後はてきせいに生活
保護行政がおこなわれる事を願い異議申立をしているところである。と
ともに今回の審査請求が公平公正にさいていされる事を切に願う。

2 判 断

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」
について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮す
る者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限
度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定め
ている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべて
この原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第8条は、「基準及び程度の原則」について規定しており、第1項
において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護
者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことので
きない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

- (3) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、左に掲げる事項の第2号において、「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。
- (4) 法第15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、左に掲げる事項の第6号において、「移送」と定めている。
- (5) 法第17条は、「生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。」と規定し、左に掲げる事項の第2号において、「生業に必要な技能の修得」と定めている。
- (6) 法第24条第1項は、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。」とし、第9項において、「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。」と定めている。
- (7) 生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第4は、医療扶助基準について、移送費は移送に必要な最小限度の額と定めている。また、別表第7は、生業扶助基準について、高等学校等就学費のうち教材代については、「正規の授業で使用する教材の購入に必要な額」と定めている。
- (8) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第7の1は、経常的最低生活費について、「要保護者の衣食等日々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はす

べてまかなうべきものであること。」とし、2では「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であつて、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。」とし、次に掲げる特別の需要のある者として「(1)出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要 (2)日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時に生じた特別需要 (3)新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」と定めている。

(9) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第7の2の(6)では、家具什器費について、「被保護者が次のアからエのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、27,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（暖房器具を除く。）を支給して差しつかえないこと。なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、43,200円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（暖房器具を除く。）を支給して差しつかえないこと。」とし、次のアからエとして、「ア 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。イ 長期入院・入所後退院・退所した単身者であつて、新たに自活しようとする場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。ウ 災害にあり、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもつてしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。エ 転居の場合であつて、新旧住居の設備の相違により、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。」と定めている。

(10) 局長通知第7の4では、住宅費について定め、「(2)のアにおいて、「補修費等住宅維持費は被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の從属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合に認定すること。」と定めている。

(11) 局長通知第7の8の(2)のアでは、生業費のうち、技能修得費について定め、(ウ)において、「技能修得費として認められるものは、(中略)資格検定等に要する費用(ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。)等の経費であること。」と定めている。

また、局長通知第7の8の(2)のイでは、生業費のうち高等学校等就学費について定め、(エ)において、「教材代の認定を行う場合には、必要に応じて教材の購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的国書、ワークブック及び和洋辞典であること。」、(キ)において、「生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。」と定めている。

(12) 局長通知第10の4は扶助費の再支給について、「前渡された保護金品又は収入として認定された金品(以下「前渡保護金品等」という。)を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること。」と定め、次のいずれかとして「(1)災害のために前渡保護金品等を流失し、又は紛失した場合(2)盜難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」と定めている。

(13) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の問(第7の14)の答には、入浴設備の修理又は設置について、「近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差しつかえない。なお、重度の心身障害者、歩行困難な高齢者等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の設置に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。」と定めている。

(14) 課長通知の問(第7の82)の答には、通学定期券の6か月単位及

び通学用自転車の購入費について、「通学のための交通費は必要最小限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通学定期券を購入するよう指導されたい。なお、給付の際については、通学定期券の写しを提出させるなど購入実績を確認されたい。また、自転車の購入費についても、必要最小限度の額を、高等学校等就学費の交通費の実費として認めて差しつかえない。」と定めている。

- (15) 課長通知第10の16の答の1には、「盜難、強奪」の認定について、「金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること。」と定めている。また、答の2の(1)では、「被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。」とし、2の(2)において、「盜難等により保護金品を失ったという特別な事情があるので、通常の扶養は期待できない者も含め援助を受けることを指導し、扶養依頼を行うこと。」と定めている。さらに、答の4において、「被保護者が預貯金を有しております、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせること。」と定めている。

- (16) 「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。) 第3医療扶助実施方式の9の(2)では、移送の給付の範囲について、「アからクまでに掲げる場合において給付を行う。受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限るものであること。ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められる。」とされ、アにおいて、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」と定めている。

- (17) 医療扶助運営要領第3医療扶助実施方式の9の(3)のイでは、移送の給付決定に関する審査について、「被保護者から申請があつた場

合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。」と定めている。

(18) 医療扶助運営要領第3 医療扶助実施方式の9の(4)のアでは、移送に要する費用について、「移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費」と定めている。

(19) 「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」(平成20年4月4日社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)3のアでは、前記(16)の移送の給付範囲のアに該当する場合、「(ア) 給付対象となる医療機関の適否として、「受診する医療機関について、被保護者の病状・障害等を勘案し、徒歩や自転車等で通院できる範囲内に適当な医療機関がないか検討すること。また、受診医療機関の範囲は、原則として、要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限ることとされていることから、当該医療機関での対応が困難な場合には、特に、その必要性について十分な検討を行うこと。必要な医療の提供が可能な医療機関のうち要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関であるかについて、嘱託医協議、主治医訪問等により調査を行い、一般世帯の通院の状況も参考に判断すること。それに加え、嘱託医及び主治医以外の医師の意見を得るため、福祉事務所が指定する医療機関で検診を受けさせる検診命令を適宜活用すること。」とし、「(イ) 給付対象となる交通機関の適否として、「移送の際に利用する交通機関については、電車・バスのほか、医療機関が運行する病院バスなど、一般の運送事業者以外の交通手段の有無についても確認を行った上で、経済的かつ合理的な経路・方法により通院が可能な交通機関を、福祉事務所において決定すること。」と定めている。

(20) 「生活保護手帳(別冊問答集)2015」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問7の45の(答)において、家具什器費の支給対象品目として、「冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保

護開始時に保有していなければ、一時扶助の支給基準である『最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合』に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性および緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えない。なお、必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものであり、家具什器費を認定することは適当でない。』と記載している。

(21) 問答集問7の143の(答)において、高等学校等に通学するための交通費について、定期券等を紛失した場合の取扱として、「実施要領に定める扶助費の再支給の取扱いによられたい。」と記載している。

(22) 問答集問7の155の「高等学校等就学中の者が資格検定費用等を要する場合」の答において、「就学中の高等学校等での授業に関連のある資格試験を受ける場合において、当該資格を取得することが、世帯の自立助長に効果があると認められる場合(中略)に限り、局第7の8の(2)のアの(ウ)により支給して差し支えない。」と記載している。

(23) 問答集問10の15の「保護金品の再支給」の答において、「本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではない。実施要領に規定されているところは、特定の場合の取扱いを示したにすぎないものである。」と記載されている。

(24) 問答集問13の2の(答)において、「最低生活費の週及変更是2か月程度(発見月及びその前月分まで)と考えるべき」としており、その理由として、「2か月を超えて週及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」と記載している。

(25) 「生活必需品等購入のための貸付金の取扱について」(平成26年4月25日社援保発0425第6号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)には、「生活保護制度では、生活用品・家具・家電などの生活必

需品等の購入は、経常的な生活費のやり繩りで賄うことを原則としているところである。（中略）日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入する必要がある場合に限って、当該貸付資金の利用を認め、収入として認定しないこととともに、当該貸付資金の償還を生活費のやり繩りによって賄うこととしたものである。」としており、他法他施策等による貸付資金に冷暖房設備の購入も対象としている。

（26）本件決定1について

本件についてみると、前記第2の1の（2）及び（9）のアの認定事実のとおり、処分庁は、請求人が本件申請1を行ったことに対し、平成27年度の検定料については支給することを決定したものの、平成26年度の検定料については2ヶ月を越えていること及び平成27年度のタオル代は教材代に該当しないものとして本件決定1を行ったことが認められる。

請求人は、平成26年の時点において検定料について申請したいとケースワーカーに伝えたものの、ケースワーカーが検定料はでないと嘘を言ったこと、相談及び口頭申請を放棄し、申請方法の説明もせず2ヶ月を越え支給要件に該当しなくなったのは不作為であり違法であること、平成27年度のタオル代は教材であり、資力がなく必要なものであり、憲法第25条及び第26条により、また、法においても違法であること、処分庁が本件決定1をしたことは不作為であり不当である旨を主張する。

しかしながら、教材代については、前記（11）のとおりとされているところ、タオル代については授業で使用したとしても経常的最低生活費の範囲内で対応るべき物品であることから、処分庁が平成27年度のタオル代について、教材代の範囲に含まれないと判断したことは違法又は不当とはいえない。

一方、検定料については、処分庁は平成27年度受験分について、その必要性を認めているところ、平成26年度分については、2か月を越える過疎申請であることを不支給の理由としている。しかしながら、請求人は相談及び口頭申請をしたとし、処分庁からはこの点に関し、「書類の確認ができず」との主張があるのみで具体的な反論はなされていない。また、平成26年度から27年度にかけては、ケースワーカーの変更があったのみで生活保護制度の変更や処分庁における取扱いの変更等の事情も認められないことから、2か月を越えることを理由とする却下

決定は不当と言わざるを得ない。

なお、申請書が交付されなかったことについては、請求人に対する処分庁の対応に関するものであり、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分に該当せず、審査請求の対象となる事項ではないことから、当審査庁の判断外事項である。

(27) 本件決定2について

本件についてみると、前記第2の1の(3)及び(9)のイの認定事実のとおり、処分庁は、請求人が本件申請2を行ったことに対し、風呂釜・浴槽設置工事費については住宅維持費の支給の範囲には該当せず、また、公衆浴場の利用料金については経常的生活費でまかなうべきであるとして、本件決定2を行ったことが認められる。

請求人は、ケースワーカーが申請を受けつけず、相談にものらず放置したことは不作為であり違法であること、憲法第25条及び法において違法であること、処分庁が本件決定2をしたことは不作為であり不当であること、扶助してもらえるか相談したにもかかわらず申請書をもらえなかつたことなどを主張する。

しかしながら、前記(13)のとおり、請求人の自宅には近隣に公衆浴場があり、重度の心身障害者、歩行困難な高齢者等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないとは認められず、処分庁が請求人はいずれの要件にも該当しないと判断したことは違法又は不当とはいえない。

また、前記(8)のとおり、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであるとされており、臨時の最低生活費においても、公衆浴場の利用料金を支給できるとする規定はない。

以上から、処分庁がこれらを踏まえて行った本件決定2は違法又は不当とはいはず、請求人の主張は認められない。

(28) 本件決定3、本件決定6及び本件決定7について

本件についてみると、前記第2の1の(4)、(7)、(8)、(9)のウ、カ、キ及び(10)のアからシの認定事実のとおり、請求人は処分庁に対し、通院するための移送費の支給を求め本件申請3、本件申請6及び本件申請7を行ったが、処分庁は、医療機関からの転院可

能との回答を受け、嘱託医協議を行ったうえで、前記（1）、（2）、（4）、（7）及び（16）から（19）に基づき、通院移送費の支給を要しないとして、本件決定3、本件決定6及び本件決定7を行ったことが認められる。

請求人は、憲法第14条及び第25条により違法であること、法第2条、第3条、第9条及び第15条により違法であること、請求人及び妻の既往症では、自転車又は徒歩により近隣の病院に通院することは危険を伴い不可能であること、以前かかりつけ医から専門医のいる大きな拠点病院で専門的な治療をしないと悪性化する恐れがあるといわれていたこと、2年以上通院している病院を変更するのは不利益でしかないこと、当初より通院する医療機関についての指定はなく、「■内で行きなさい」と指導すればよかったですこと、処分庁に対し申請したいと伝えていたが申請書を貰えなかつたことなどを主張する。

これに対し、処分庁は、請求人から申請のあった医療機関について、給付要否意見書により主治医の意見を求め、請求人宅の近隣の他の医療機関でも治療が可能であると判断したことが認められる。また、処分庁は、嘱託医協議を行い、専門的治療の必要性、治療実績、主治医との信頼関係、当該地域の他患者の受診行動等を総合的に勘案した結果、いずれも徒歩や自転車等で通院できる範囲内に適当な医療機関があると認められたことから、通院移送費の支給は不要であると判断したのであって、請求人は、既往症から自転車又は徒歩での通院は不可能である旨主張するが、これらの医療機関に通院できない客観的かつ合理的な挙証もない。以上、受診する医療機関は原則として要保護者の居住地等に比較的近距離に所在するものとする移送の給付の原則に照らし妥当なものであり、前記（1）、（2）、（4）、（7）及び（16）から（19）に照らし、処分庁の判断は違法又は不当とはいえない。

また、請求人は保護開始当初、ケースワーカーから通院する医療機関の指定はなかった旨主張するが、通院可能であれば通院移送費も支給されると請求人が誤認したとしても、請求人は平成25年12月3日には家具什器費等についての申請を行っており、そして、処分庁に対し申請したいと伝えていたのであれば、通院移送費についても相談、申請が必要であることを知っていたのであるから請求人の主張は認められない。

（29）本件決定4について

本件についてみると、前記第2の1の（5）及び（9）の工の認定事

実のとおり、処分庁は、請求人が本件申請4を行ったことに対し、エアコン代金及び工事費については家具什器費の支給の要件には該当しないとして、本件決定4を行ったことが認められる。

請求人は、憲法第14条及び第25条により違法であること、処分庁が本件決定4をしたことは不作為であり不当であること、保護開始時の平成25年11月に、申請の意思を持って申請したいということを伝えているにもかかわらず全然受け付けてもらえなかつたこと、購入費用の控除について処分庁に取り合つてもらえなかつたこと、扶助してもらえるか相談したにもかかわらずエアコンはぜいたく品であると言われ申請書をもらえなかつたことなどを主張する。

しかしながら、前記(8)、(9)、(20)及び(25)のとおり、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであるとされており、家具什器費については必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していくべきものとされていることから、処分庁が、支給を要しないと判断し、本件決定4を行つたことは違法又は不当とはいはず、請求人の主張は認められない。

(30) 本件決定5について

本件についてみると、前記第2の1の(6)及び(9)の才の認定事実のとおり、処分庁は、請求人が本件申請5を行つたことに対し、過去に扶助しており再支給の要件には該当しないとして、本件決定5を行つたことが認められる。

請求人は、定期の場合及び自転車の場合の説明が最初になく、盗難後すぐ被害届を提出し保護申請をするも受理されず、法及び憲法第25条において違法であること、処分庁が本件決定5をしたことは不作為であり不当であること、申請の意思を何度示しても申請書をもらえず受付してもらえなかつたことなどを主張する。

しかしながら、前記(11)及び(14)のとおり、高等学校等就学費において、交通費及び自転車購入費については必要最小限度の額とすることとされており、紛失した場合においては、前記(15)のとおり、事実を調査、確認のうえ、最優先として預貯金を充てさせることとされている。

また、前記(23)のとおり、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然

に再支給する義務を負うものではないとされ、再支給するにあたっての基準は示されていないものの、盗難により発生した損害については、本来加害者側に賠償を求めるべきものであること、自転車については経常的な生活費の中から購入可能なものも存在することから保護費により当然にまかなわれるべきものとはいえない。

そして、扶助費は、前記（24）のとおり、生活保護に直接的に対応する給付という性質のものであり、2か月以上遅延して給付することは妥当ないと解され、本件においても、請求人によりすでに賄われていることが認められる。

以上から、処分庁が、自転車の購入費については支給要件に該当しないと判断したことは、前記（11）、（12）、（14）、（15）、（21）、（23）及び（24）に照らし、違法又は不当とはいえず、請求人の主張は認められない。

（31）よって、本件決定については、本件決定1を除き違法不当な点は認められない。

以上の理由により、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされた旧行政不服審査法第40条第2項及び第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成28年7月20日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟

において市を代表する者は市長となります。) 決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。) この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。